

第60号議案

春日市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

新たに整備した施設を春日西多目的広場公園として適正な管理を図るとともに、春日西多目的広場公園の多目的広場を有料公園施設として位置付けることに関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市都市公園条例の一部を改正する条例

春日市都市公園条例(昭和57年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

天神の木公園	春日市白水ヶ丘4丁目148番地
--------	-----------------

」

を

「

天神の木公園	春日市白水ヶ丘4丁目148番地
春日西多目的広場公園	春日市白水ヶ丘6丁目122番地

」

に改める。

別表第2中

「

大土居公園	多目的広場
-------	-------

」

を

「

大土居公園	多目的広場
春日西多目的広場公園	多目的広場

」

に改める。

別表第4中

「

大土居公園多目的広場	1,100円
------------	--------

」

を

「

大土居公園多目的広場	1,100円
春日西多目的広場公園多目的 広場	1,100円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。